

◇◇ よくある質問 Q&A ◇◇

目 目

1	補助金の概要について	
Q 1	事業の拡充の目的は、どのようなものでしょうか。	5
Q 2	製造業の事業者として、どのようなメリットを得られますか。	5
2	補助金の拡充について	
Q 3	拡充の内容について教えてください。	5
Q 4	拡充の内容を詳しく教えてください。	6
Q 5	令和6・7年度の事業実績を教えてください。	7
3	補助の対象について	
Q 6	補助対象の製造業について、教えてください。	7
Q 7	補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。） を教えてください。	8
Q 8	補助金の交付の対象外について、教えてください。	8
Q 9	製造メーカーの保証期間を経過した後の維持補修費は、補助金の 交付の対象になるでしょうか。	9
4	補助金の併用について	
Q 1 0	本補助金の利用を考えていますが、自己負担の軽減を考慮し、足 立区産業振興課の小規模事業者等経営改善補助金や国、東京都など の補助金との併用は可能でしょうか。	9
5	手続きの流れについて	
Q 1 1	申請書類の入手方法を教えてください。	9
Q 1 2	申請の時期は、事前相談を行わずに生産設備等を更新し、その後 に結果報告として書類を区に提出しても補助金の交付は可能でし うか。	9
Q 1 3	「令和8年度 省エネルギー対策工場設備更新補助金 募集案内 （以下募集案内）」の「手続きの流れ」を確認しました。「事前相談 」から「補助金交付」の過程で、注意すべきことを教えてください。	1 0
6	処分（生産設備等）の制限について	
Q 1 4	補助金の交付を受けた生産設備等について、設置後、処分の制限 はありますか。	1 5
7	区内での移転について	
Q 1 5	補助金の交付を受けた生産設備等の使用の本拠地を5年以内に区 内の他の認可工場に変更する場合（以下、移転）は、事前に区の承 認を受ける必要はありますか。	1 6

8	申請後の留意事項について	
Q 1 6	申請後に注意すべきことを教えてください。	1 6
9	情報発信について	
Q 1 7	本事業は、情報発信をされるのでしょうか。	1 7
1 0	生産設備等について	
Q 1 8	生産設備等とは、どのような設備を示すのでしょうか。	1 7
1 1	中古品の生産設備等について	
Q 1 9	補助金を申請する際、新品ではなく中古品で更新することは可能 でしょうか。	1 7
1 2	省エネルギー診断の受診について	
Q 2 0	生産設備等を教えてください。	1 8
1 3	省エネルギー診断が不要な空調設備や照明設備等について	
Q 2 1	省エネルギー診断が不要な空調設備や照明設備等を教えてください。	1 9
1 4	生産設備等を更新するメリットについて	
Q 2 2	生産設備等を更新することで、事業者にメリットありますか。	2 0
1 5	2 0 2 7年問題について	
Q 2 3	空調設備（エアコン）と照明設備（LED化）の2 0 2 7年問題の 背景について、わかる範囲でよいので教えてください。	2 1
1 6	補助金交付に必要な省エネルギー診断早見表について	
Q 2 4	補助金の交付にあたり、省エネルギー診断が必要・省略可能となる 生産機器等を教えてください。	2 3
1 7	省エネルギー診断報告書について	
Q 2 5	省エネルギー診断報告書の有効期限はあるのでしょうか。	2 4
Q 2 6	省エネルギー診断報告書において省エネルギー効果の表記として、 CO ₂ の削減効果が1 0 %以上見込めることの記載が必要とは、どの ようなことでしょうか。	2 4
Q 2 7	令和8年度に製造ラインを更新する予定です。令和7年度にこれら の省エネルギー診断を行った結果、省エネルギー診断報告書には省エ ネルギー効果の表記として、CO ₂ の削減効果が1 0 %以上見込める ことの記載がありました。この場合、補助金の申請は可能でしょうか。	2 4
Q 2 8	本補助金を利用して、トップランナー制度省エネルギー型製品に該 当している業務用冷蔵庫の更新を考えております。業務用冷蔵庫は、 製造ラインの一部として使用しています。この場合、省エネルギー診 断は必要でしょうか。	2 4
Q 2 9	更新予定のレーザー加工機について、省エネルギー診断を受診しま した。省エネルギー診断報告書に省エネルギー効果の表記として、 CO ₂ の削減効果が1 0 %以上見込めることの記載がありませんで した。このまま補助金の申請は可能でしょうか。	2 4

- Q 3 0 生産設備等を更新した場合、省エネルギー効果として1年あたりどのくらいの削減量が表記されていれば、補助金の申請が認められるのでしょうか。 2 5
- Q 3 1 省エネルギー診断報告書には、更新予定の大型溶接機1台を撤去し、小型の溶接機2台に変更することで、CO₂の削減効果が10%以上見込めることの記載がありました。この場合、補助金の申請は可能でしょうか。 2 5
- Q 3 2 知人が省エネルギー環境診断士の資格を有しているため、省エネルギー診断報告書の作成を依頼することを考えております。知人が作成した省エネルギー診断報告書は、補助金の申請に使用できるのでしょうか。 2 5
- 1 8 補助金の利用について
- Q 3 3 補助金の利用は、年度内に複数回の利用は可能でしょうか。 2 5
- Q 3 4 令和7年度に本補助金を利用しました。令和8年度の申請も考えております。この場合、本補助金の申請は可能でしょうか。 2 6
- 1 9 分割振込について
- Q 3 5 補助金の交付の際に、申請者のほか生産設備等の製造メーカーなどへの分割振込はして頂けるのでしょうか。 2 6
- 2 0 補助金の返還等について
- Q 3 6 本補助金の交付を受けた後、補助金の返還が必要となる場合とは、どのような場合のことを言うのでしょうか。 2 6
- 2 1 賃貸借契約について
- Q 3 7 令和8年度に生産設備等を10年リース契約、もしくはレンタル契約などの賃貸借契約で更新する予定です。賃貸借契約による補助金の利用は可能でしょうか。 2 6
- 2 2 補助対象工事中の近隣への配慮について
- Q 3 8 補助対象工事において、施工上、注意すべきことはありますか。 ... 2 7
- 2 3 施工業者の指定やあつ旋について
- Q 3 9 施工業者の指定やあつ旋はありますか。 2 7
- 2 4 令和9年度以降の省エネルギー対策工場設備更新補助金の予定について
- Q 4 0 令和9年度以降も省エネルギー対策工場設備更新補助金は継続するのか教えてください。 2 7
- 2 5 認可工場（使用本拠地）での補助金の利用について
- Q 4 1 工場認可を取得しております。令和8年度の補助金を利用して、生産設備を更新したいと考えております。補助金の申請は可能でしょうか。 . 2 7

◇◇ よくある質問 Q&A ◇◇

1 補助金の概要について

Q 1 事業の拡充の目的は、どのようなものでしょうか。

A 1 この補助金は、エネルギーを大量に消費する工場を有する中小企業者に対し、省エネルギー設備への更新に要する経費の一部を補助することにより、二酸化炭素（以下「CO₂」という。）排出量削減等の脱炭素化に向けた取り組みを促進するとともに、物価・エネルギー価格高騰下における設備投資意欲を喚起し、もって区内の低炭素社会への転換に寄与することを目的としています。

Q 2 製造業の事業者として、どのようなメリットを得られますか。

A 2 脱炭素のエコロジカルな工場経営に向けて、積極的に舵を取ることができるメリットがあります。

昨今の物価高やエネルギー価格高騰によるコスト高の影響を受け、中小企業の経営は大きな負担が生じています。本補助金は「工場の省エネルギー設備の更新と物価・エネルギー価格高騰への支援」を目的とする大型の補助金であるため、企業は、多額の資金を必要とする設備投資を続けながら、同時に脱炭素に向けたエコロジカルな工場経営が可能となるメリットがあります。

2 補助金の拡充について

Q 3 拡充の内容について教えてください。

A 3 お答えいたします。

- (1) 令和6年度から補助金の交付を開始し、令和8年度で3年目となります。
- (2) 補助金額および補助率を令和8年度から大幅に拡充いたしました。
- (3) 令和6・7年度は、更新する生産設備が補助の対象でした。

令和8年度からは、生産設備等として生産設備のほか作業場に設置されている空調設備（エアコン）や照明設備（LED化）等の更新も補助の対象に加えました。

- (4) 設置工事費を補助の対象に加えました。ただし、撤去工事費は、補助の対象にはなりません。

Q 4 拡充の内容を詳しく教えてください。

A 4 下表を参照ください。

表－ 1

No	内容	令和6・7年度	令和8年度（拡充）
1	省エネルギー診断（補助）	・令和6年度は補助なし ・令和7年度は、補助あり （上限2万円まで補助）	補助あり （全額補助）
2	補助率	1 / 2	2 / 3
3	補助限度額（ ）内は、補助対象額	下限100万円から上限500万円 （下限200万円から上限1,000万円）消費税相当額は、除く	下限10万円から上限800万円 （下限15万円から上限1,200万円）消費税相当額は、除く
4	規模・業種	中小企業（製造業）のみ	同左
5	補助対象者	①認可1年以上の製造業	①申請時に認可を持つ製造業 ※認可1年以上の条件は撤廃
		②起業3年以上 （納税実績あり）	②起業1年以上 （納税実績あり）
6	補助対象経費	生産設備の更新のみ ※ 中古品への更新も可能	生産設備のほか、空調設備や照明設備等まで拡充 ①生産設備の更新 ②空調設備や照明設備等の更新 ③設置工事費（図面作成費含） ※撤去工事費は、対象外 ④ ①と②を稼働させるに必要な附属部品 ※ 中古品への更新も可能
7	必須要件	①生産設備は、省エネルギー診断を必須とする ※ 省エネルギー効果の表記として、CO ₂ の削減効果が10%以上見込めることの記載が必要 ※ 中古品へ更新も同様	①生産設備は、省エネルギー診断を必須とする ※ 省エネルギー効果の表記として、CO ₂ の削減効果が10%以上見込めることの記載が必須 ②空調設備や照明設備等は、条件により省エネルギー診断の省略が可能 ※ 中古品へ更新も同様
8	補助金併用	①補助対象設備は、他の公的機関などの補助金の併用はできない ②本補助金を申請していない設備は、併用が可能	同左
9	処分の制限	①補助金の交付決定日の属する年度の終了後5年間を経過するまで使用 ②5年経過後は、更新、撤去などは可能 ※ 中古品へ更新も同様	同左
10	利用回数の制限	①同一年度に1回までは利用可能 ②翌年度以降、本補助金の申請は可能	①同一年度に1回までは利用可能 ②交付を受けた年度を含め3年間は申請はできない。なお、本規定は令和8年度以降に補助金を申請したものに限る。
11	令和6・7年度に本補助金の利用事業者	—	令和8年度の本補助金の利用は可能（制度変更に伴う特例措置）

Q 5 令和6・7年度の事業実績を教えてください。

A 5 下表を参照ください。

表-2

年度	No	補助対象		補助金実績		
		業種(製造業)	補助認定機器	省エネルギー診断費	工場設備更新費	CO ₂ 削減量
令和7年度	1	一般機械器具	山崎技研製 YZ-352R	5,200円	5,000千円	0.34(t/年)
	2	紙・紙加工品	東伸製スリッター機 eS13型	5,200円	5,000千円	0.42(t/年)
	3	プラスチック製品	射出成型機 Si-100-7	7,200円	4,540千円	1.80(t/年)
	4	金属製品	北村製作所小型精密 櫛刃型CNC旋盤	9,700円	3,350千円	0.30(t/年)
	合計			27,300円	17,890千円	2.86(t/年)
令和6年度	5	一般機械器具	TAKASAWA製 旋盤TAC360L7	補助対象外	3,700千円	0.21(t/年)
	6	食料品	日立冷凍ユニット1組 KX-T10AV	〃	2,402千円	10.58(t/年)
	7	金属製品	アネスト岩田塗装ブ ースVBL35FM5	〃	2,115千円	1.40(t/年)
	8	電気機械器具	(株)エヌエフ回路設計 ブロック製交流電源機	〃	1,380千円	0.04(t/年)
	合計			補助対象外	9,597千円	12.23(t/年)

3 補助の対象について

Q 6 補助対象の製造業について、教えてください。

A 6 お答えいたします。

- (1) 区内で1年以上同一の事業を営む個人又は法人であり、中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者であること。
- (2) 認可工場(都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第81条に基づき認可を受けた工場)であること。
- (3) 令和8年度において、本補助金の申請を行っていないこと。
- (4) 交付決定後から令和9年3月末までに、契約・納品・施工・環境確保条例認可変更手続き^{※1}・支払い等のすべての手続きが完了すること。

※1 環境確保条例では、工場に規制基準が設けられています。工場の変更(第82条)の際には、あらかじめ区の認可が必要になります。

- (5) 更新する生産設備等が、足立区(小規模事業者等経営改善補助金など)および他の公的機関(国、都道府県、市町村など)の補助金との重複した支払いを受けることがないこと。
- (6) 本補助金を利用して更新する生産設備等以外の機器については、足立区(小規模事業者等経営改善補助金など)および他の公的機関(国、都道府県、市町村など)の補助金の利用は可能です。

(7) 令和6・7年度に補助金の交付を受けた事業者は、令和8年度の事業拡充に伴い申請は可能となります。なお、補助金の交付を受けた生産設備等は、原則として補助金の交付決定日の属する年度の終了後5年間は使用しなければならない。

(8) 補助金の対象となる製造業の例

食料品製造業、衣服・その他の繊維製品製造業、電気機械器具製造業、金属製品製造業、鉄鋼業、プラスチック製品製造業、家具・装備品製造業、パルプ・紙・紙加工品製造業、印刷・同関連業、ゴム製品製造業、なめし革・同製品・毛皮製造業、洗濯・理容・美容・浴場業、自動車整備業、電子部品・デバイス製造業、輸送用機械器具製造業など。

Q7 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）を教えてください。

A7 お答えいたします。

(1) 省エネルギー診断費^{※2}

※2 東京都、国等による委託事業又は補助金を受けて行う省エネルギー化推進のための診断等をいう。生産設備等の省エネルギー効果を判断する際に必要な診断費を言う。

省エネルギー診断 <https://shoeneshindan.jp/>

省エネ最適化診断 <https://www.shindan-net.jp/service/shindan>

(2) 更新する生産設備等の機器本体の購入費

(3) 更新する生産設備等の設置工事費（設計費含む）

(4) 中古品の生産設備等への更新も補助金の交付の対象となります。

(5) 生産設備等を稼働させるために必要な附属部品^{※3}

※3 機器本体を稼働させるために必要な各種配線、配管、電気・機械設備、操作盤、発停止スイッチ、架台、低騒音・防振装置など。

Q8 補助金の交付の対象外について、教えてください。

A8 お答えいたします。

(1) 補助対象の範囲および目的から外れているもの。

ア 撤去工事費

イ 工場内の作業場以外に設置されている設備

ウ 作業場の生産設備等に関係しない費用

作業場以外で生産設備等が設置されていない諸室、衛生器具（トイレ・流し台等）、建具、窓、パソコン、スマホ、電話・通信設備、家庭用家電、日用品・生活雑化、自動車、自転車、バイクなど。

(2) 支払い方法および契約形態に関して適合しないもの。

ア 手形、小切手又はクレジットカードで支払った購入費

イ 法定通貨以外での購入費

ウ リース契約、割賦契約、賃貸借契約等により生産設備等の購入を予定している設備

(3) 手続き・時期・税務上の規定で用途から除かれるもの

ア 消費税相当額

申請費用が内税表示の場合、消費税相当額を差し引いた金額が、補助対象経費となります。

イ 補助金交付限度額が決定する日より前に支出した購入費

ウ 申請に要する諸官庁届出費

Q 9 製造メーカーの保証期間を経過した後の維持補修費は、補助金の交付の対象になるでしょうか。

A 9 補助金の交付の対象ではありません。生産設備等の更新費用のみが補助金の交付の対象です。

4 補助金の併用について

Q 1 0 本補助金の利用を考えていますが、自己負担の軽減を考慮し、足立区産業振興課の小規模事業者等経営改善補助金や国、東京都などの補助金との併用は可能でしょうか。

A 1 0 お答えいたします。

本補助金を利用する生産設備等に対し、公的機関から類似する補助金の併用は、できません。なお、本補助金を利用していない生産設備等については、同年度の足立区産業振興課の小規模事業者等経営改善補助金や国、東京都などの補助金との併用は可能です。

5 手続きの流れについて

Q 1 1 申請書類の入手方法を教えてください。

A 1 1 お答えいたします。

(1) 区のホームページに「令和8年度 省エネルギー対策工場設備更新補助金募集案内（以下募集案内）」を掲載しております。

(2) 「事前相談」から「補助金交付」までの情報や窓口および申請方法について示しておりますので、入手してください。

Q 1 2 申請の時期は、事前相談を行わずに生産設備等を更新し、その後に結果報告として書類を区に提出しても補助金の交付は可能でしょうか。

A 1 2 申請方法の手続きは、事前相談（電話予約）を行うことが必須となります。事前相談を省略した場合は、補助金交付の申請はできません。

Q13 「令和8年度 省エネルギー対策工場設備更新補助金 募集案内（以下募集案内）」の「手続きの流れ」を確認しました。「事前相談」から「補助金交付」の過程で、注意すべきことを教えてください。

A13 「募集案内」の「手続きの流れ」に沿って、説明いたします。

A13-1 「手続きの流れ（1）事前相談」についてお答えいたします。

事前相談（完全予約制：予約は電話での受付）が必須となります。申請する前に事業者は、更新を予定している生産設備等〔生産設備および空調設備や照明設備等〕について、必ず事前相談（電話予約）を行ってください。なお、オンライン申請や郵送申請（紙の提出）による受付は行っておりませんので、ご注意ください。

(1) 電話予約を受け、生活環境保全課での来庁日時を決めます。

【提出先および問い合わせ先】

足立区役所 生活環境保全課 公害規制係

足立区役所南館11階

〒120-8510 足立区中央本町1-17-1

電話 03-3880-5304

(2) 事前相談の会場は、生活環境保全課公害規制係となります。

(3) 可能であれば相談表および購入予定設備の資料をお持ちください。また、環境確保条例上の手続き^{※4}に関するご案内も併せて行いますので、工場の案内図・配置図・平面図などの書類をお持ちください。

※4 環境確保条例では、工場に規制基準が設けられています。工場の設置（第81条）又は変更（第82条）の際には、あらかじめ認可が必要となります。

(4) 事前相談時には、代表者又は社内の担当者（従業者）の出席が必須となります。出席がない場合、再度の相談となる場合があります。

(5) 事前相談時、省エネルギー診断の要求条件〔12 省エネルギー診断の受診について：13 省エネルギー診断が不要な空調設備や照明設備等について〕をお伝えいたします。更新予定の設備カタログ、図面などの資料をお持ちください。

(6) 生産設備については、省エネルギー診断の受診が必須となります。

ア 受診後の省エネルギー診断報告書において、省エネルギー効果の表記として、CO₂の削減効果が10%以上見込めることの記載が必要となります。

イ 空調設備や照明設備等については、指定設備〔東京都知事が指定する都内の中小規模事業所における地球温暖化対策推進のための推奨機器および経済産業省・資源エネルギー庁のトップランナー制度エネ型製品〕であることが確認された場合、省エネルギー診断の省略は可能です。

- (7) 指定設備に該当していない空調設備や照明設備等に更新する場合には、省エネルギー診断の受診が必須となります。受診後の省エネルギー診断報告書において、省エネルギー効果の表記として、CO₂の削減効果が10%以上見込めることの記載が必要となります。
- (8) 更新する生産設備等のほか、中古品も省エネルギー診断の受診は必須となります。受診後の省エネルギー診断報告書において、省エネルギー効果の表記として、CO₂の削減効果が10%以上見込めることの記載が必要となります。

A13-2 「6 書類提出時の留意事項」についてお答えいたします。

書類に不備又は記載漏れ・提出漏れ等がないよう十分にご確認ください。

なお、申請時に提出する書類の全てがそろっていない場合は、書類は受理できませんのでご注意ください。

- (1) 生産設備等の見込み額は、海外取引の場合、外貨支払の円換算については、本外貨使用の際（見積もりの際は見積書に記載された日付）の両替レートを適用する等、客観的に確認が可能な方法により計算してください。また、確認に必要な場合、日本語訳の添付が必要です。
- (2) 必要に応じて、補足説明となる資料を添付してください。
- (3) 返却する旨記載のあるものを除き、提出した書類・資料等はお返しいたしません。
- (4) 申請書の提出を代理人に依頼する場合は、代理人からの委任状を作成のうえ、申請書類と共にご提出ください。最初に行う事前相談では、代表者又は社内の担当者（従業者）の出席が必要となります。
- (5) 補助金の申請にかかる費用（資料作成費、交通費など）は、すべて申請者の負担とします。

A13-3

「7(2)イ 省エネルギー診断費交付申請時に提出する書類」についてお答えいたします。

- (1) 書類については「募集案内」の「7(2)イ 省エネルギー診断費交付申請時に提出する書類 No1から4」を参照願います。
- (2) 書類は原本1部およびコピー1部をセットにしてお持ちください。
- (3) 省エネルギー診断報告書には、省エネルギー効果の表記としてCO₂の削減効果が10%以上見込めることの記載が必要となります。

A13-4

「7(2)ウ 省エネルギー診断費交付申請の受付期間等」についてお答えいたします。

(1) 受付期間

令和8年4月1日（水曜日）から令和9年3月15日（月曜日）
（土・日・祝日を除く、午前8時30分から午後5時）

(2) 注意点

受付期間を過ぎた場合は一切受け付けできません。また、申請書の提出順に審査を行い、予算額に達し次第、補助を終了します。なお、現在の予算執行状況は、ホームページでお知らせしておりますのでご確認ください。

A13-5

「7(2)エ 省エネルギー診断費交付申請の書類審査」についてお答えいたします。

提出された交付申請が【5 申請要件】に記載の事項を満たしているか書類審査します。

A13-6

「7(2)オ 省エネルギー診断費交付決定通知書の送付(審査結果の通知)」についてお答えいたします。

審査結果は、区から申請者あてに「省エネルギー診断費補助金交付決定通知書（以下、交付決定通知書）」もしくは「省エネルギー診断費補助金不交付決定通知書（以下、不交付決定通知書）」により通知します。

(1) 「交付決定通知書」を受け取った場合

通知を受けた申請者は、「省エネルギー診断費補助金交付請求書兼口座振込依頼書」によって速やかに補助金の交付請求を行ってください。

(2) 「不交付決定通知書」を受け取った場合

審査結果や認定理由等に関する問合せには一切応じられません。

A13-7

「7(3) 生産設備等認定申請」についてお答えいたします。書類については「募集案内」の「7(3)ア 申請時に提出する書類No.1から10」を参照願います。

A13-8

「7(3)イ 生産設備等認定申請の受付期間等」についてお答えいたします。

(1) 受付期間

令和8年4月1日（水曜日）から令和8年11月30日（月曜日）
（土・日・祝日を除く、午前8時30分から午後5時）

(2) 注意点

受付期間を過ぎた場合は一切受け付けできません。また、認定申請書の提出順に審査を行い、予算額に達し次第、補助を終了します。なお、現在の予算の執行状況はホームページでお知らせしておりますのでご確認ください。

A 1 3 - 9

「7 (4) 認定申請 (省エネルギー対策工場設備更新補助金申請) の書類審査」についてお答えいたします。

提出された申請書について、「募集案内」の【5 申請要件】に記載の事項を満たしているか確認します。また、申請書の提出後に現場検査 (1回目) を行い、現状を確認いたします。現場検査 (1回目) は、工事着手前に申請されている更新予定の生産機器等を確認いたします。

A 1 3 - 1 0

「7 (5) ア 認定通知書又は不認定通知書の交付」についてお答えいたします。

審査の結果は、区から申請者あてに「省エネルギー対策工場設備更新補助金認定通知書 (以下、認定通知書)」もしくは「省エネルギー対策工場設備更新補助金不認定通知書 (以下、不認定通知書)」により通知します。

(1) 「認定通知書」を受け取った場合

ア 設備を導入し、対象経費を支払った後に、交付申請書を提出します。

イ 審査の結果、補助対象経費が見積書等記載の金額に満たないことがあります。

ウ 申請時よりも補助対象経費の支払い額が上回った場合でも、認定通知書に記載された金額が交付限度額です。

エ 審査結果や認定理由等に関するお問い合わせには一切応じられません。

オ 環境確保条例に基づく手続きが必要な場合は必ず申請してください。

(2) 「不認定通知書」を受け取った場合

審査結果や認定理由等に関するお問合せには一切応じられません。

A 1 3 - 1 1

「7 (5) イ 認定通知書を受領した後の申請内容に関する取扱い」についてお答えいたします。

(1) 「認定通知書」に記載の生産設備等について軽微な変更が発生する場合は、問合せ先までご相談ください。その後、「省エネルギー対策工場設備更新補助金事業計画変更申請書」を提出する必要があります。なお、この変更により交付限度額が減少することはありますが、増額することはありません。

(2) 生産設備等を大幅に変更する場合は、当初の認定を取り下げ、その後、再度認定申請の取り扱いとなります。

A 1 3 - 1 2 「7 (6) 工場変更認可申請」についてお答えいたします。
生産設備等の更新が環境確保条例の変更要件に該当する場合は、変更認可申請を行ってください。

A 1 3 - 1 3 「7 (7) 工場変更認可書交付」についてお答えいたします。
「7 (6) 工場変更認可申請」の認可申請を行った場合、環境確保条例に基づく認可書を交付します。

A 1 3 - 1 4 「7 (8) 生産設備等発注」についてお答えいたします。
生産設備の発注、設置後の取引先への支払い方法について
(1) 原則として申請時に見積もった費用の支払い(取引先への支払い等)は、金融機関又は郵便局からの振込払いとします。
(2) 支払先(取引先など)から必ず領収書の発行を受けてください。
※ 振込による支払いができない場合(現金払いなど)は、補助対象経費として認められませんのでご注意ください。

A 1 3 - 1 5 「7 (9) 補助金交付申請書」についてお答えいたします。
申請時に提出する書類
(1) 提出書類
ア 省エネルギー対策工場設備更新補助金交付申請書
イ 通帳又は振込明細書などの振込支払いの履歴が確認できるもの
ウ 領収書
※ 支払行為の内容・時期が確認できない場合は、原則、補助対象外になります。
イ 提出時期
提出書類は、補助金の対象経費の支払い完了後に提出してください。
(2) 工事完成届の提出
環境確保条例に基づく変更認可申請を行った場合は、同条例に基づく工
完成届出書の提出をお願いします。

A 1 3 - 1 6
「7 (10) 補助金交付申請審査」についてお答えいたします。
(1) 現場検査(2回目)
「7 (9) 補助金交付申請書」の書類提出後、工場を訪問させていた

だき、申請した設備が導入されていることを確認します。原則、生産設備等のみではなく工場内の全ての設備が稼働していること、環境確保条例における規制基準を遵守することが必要となりますのでご注意ください。

(2) 書類等の審査

提出された「交付申請書」等について、支払い等の状況について確認を行います。

A 1 3 - 1 7

「7 (1 1) 交付決定通知書の交付」についてお答えいたします。

審査の結果に基づき、区から申請者あてに「補助金交付決定通知書」により通知します。本通知をもって交付対象者の決定とし、あわせて補助金の交付決定額もお知らせします。審査の結果、補助金額が申請時の交付限度額に満たないことがあります。

A 1 3 - 1 8 「7 (1 2) 補助金の請求」についてお答えいたします。

「補助交付決定通知書」を受けた事業者は、「補助金請求書兼口座振込依頼書」により、区の指定した期日までに補助金の交付請求を行ってください。

A 1 3 - 1 9 「7 (1 3) 補助金の交付」についてお答えいたします。

補助金は原則として指定された金融機関口座^{※5}への振込による一括払いで、区から交付されます。振込先口座は「補助金交付請求書兼口座振込依頼書」に記入していただいた申請者名義（個人事業主の場合は本人名義、法人の場合は会社名義）になります（それ以外の口座は指定不可）。

※5 金融機関とは、銀行・信用金庫・信用組合・農協・ゆうちょ銀行のいずれかをいう。

6 処分(生産設備等)の制限について

Q 1 4 補助金の交付を受けた生産設備等について、設置後、処分の制限はありますか。

A 1 4 お答えいたします。

補助金の交付を受けた生産設備等には処分の制限が発生し、補助金交付翌年度の4月1日から5年以内に処分^{※6}することは原則できません。5年以内にやむを得ず処分する必要がある場合は、事前に詳細を問合わせ先までご相談ください。

※6 処分とは、売却、譲渡、交換、名義変更、貸し付け、廃棄、担保に供すること等をいう。

7 区内での移転について

Q 1 5 補助金の交付を受けた生産設備等の使用の本拠地を5年以内に区内の他の認可工場に変更する場合（以下、移転）は、事前に区の承認を受ける必要はありますか。

A 1 5 補助金の対象となった生産設備等の使用の本拠地を5年以内に区内の他の認可工場に移転する場合は、区の事前承認が必要です。この場合、移転先の認可工場に関して、環境確保条例では工場の認可および認定等の手続きを行う必要があります。その他の条件もございますので、事前に詳細を問合せ先までご相談ください。

8 申請後の留意事項について

Q 1 6 申請後に注意すべきことを教えてください。

A 1 6 お答えいたします。

(1) 補助金の交付を受けた生産設備等について区から報告等を求められた場合は、区の指定した方法により状況を報告することになります。

(2) 次に該当した場合、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すこととなります（補助金交付候補となっている場合は、補助金交付候補の決定を取り消します）。また、すでに交付された補助金がある場合は、足立区補助金等交付事務規則に基づき、交付した補助金額の全額又は一部を返還していただくことがあります。

ア 足立区省エネルギー対策工場設備更新補助金交付要綱で定める支給要件を欠いたとき

イ 補助対象となった生産設備等以外の用途に使用したとき

ウ 区が求めた書類、証明書等の提出がなされなかったとき

エ 区に提出した申請書、添付資料等に虚偽の記載をしたことが判明したとき

オ 事業内容の変更、活動の中止又は廃止等について、区への届出を行わなかったとき

カ 募集案内に記載された事項に違反したと認められるとき

(3) 補助金交付の認定を受けた生産設備等を中止又は変更する場合は、すみやかに区の指定する様式により届出を行うことが必要です。事前に問合せ先までご連絡ください。

(4) 補助金の交付を受けた生産設備等にかかる経理について、帳簿や支出根拠となる証拠書類については、交付日の属する会計年度の終了後から5年間は、管理・保管する義務を負っていただきます。

(5) 補助金の交付を受けた計画内容（個人情報・機密事項を除く）の概略は、区の広報等で公表する場合があります。

9 情報発信について

Q17 本事業は、情報発信をされるのでしょうか。

A17 以下のとおり情報発信をいたします。

(1) 区のホームページ (HP)、Facebook、X

<https://www.city.adachi.tokyo.jp/kankyo-hozen/hojyokin.html>

(2) 区内認可工場、区内金融機関、しんきん協議会へのチラシ送付

(3) 足立法人会理事会、東京商工会議所足立支部の工業分科会・金融分科会への情報提供

東京商工会議所足立支部 <https://www.tokyo-cci.or.jp/adachi/>

(4) 企業経営支援課マッチングクリエイター (MC) への情報提供

10 生産設備等について

Q18 生産設備等とは、どのような設備を示すのでしょうか。

A18 お答えいたします。

生産設備等とは、認可工場に設置され製造行為に関連し、電力又は燃料を用いて使用される以下の指定設備〔(1) 生産設備および(2) 空調設備や照明設備等〕を指します。

〔指定設備〕

(1) 生産設備

(例) 印刷機、レーザー加工機、NCプレス、業務用冷凍庫・冷蔵庫、溶接機、自動融着機など

(2) 空調設備や照明設備等

空調設備 (エアコン、ガスヒートポンプ式冷暖房機)・照明設備 (LED照明、LED誘導灯器具)・小型ボイラー設備 (小型ボイラー類)・再生可能エネルギー設備 (太陽光発電・太陽熱利用システム) など

11 中古品の生産設備等について

Q19 補助金を申請する際、新品ではなく中古品で更新することは可能でしょうか。

A19 お答えいたします。

(1) 中古品を用いて更新することは、可能です。

(2) 中古品へ更新する場合、省エネルギー診断は必須となります。省エネルギー診断報告書には、省エネルギー効果の表記としてCO₂の削減効果がある10%以上見込めることの記載が必要となります。記載がない場合には、補助の交付の対象にはなりませんのでご注意ください。なお、省エネルギー診断にかかる経費は、全額補助対象経費の対象です。

12 省エネルギー診断の受診について

Q20 生産設備等を教えてください。

A20 お答えいたします。

(1) 生産設備

(例) 印刷機、レーザー加工機、NCプレス、業務用冷凍庫・冷蔵庫、溶接機、自動融着機など

(2) 業務用冷凍庫・冷蔵庫について、(3) ア・イに該当している機器においては生産設備に含まれるため、省エネルギー診断は必須となります。省エネルギー効果の表記として、CO₂の削減効果が10%以上見込めることの記載が必要です。中古品への更新も同様となります。

(3) 空調設備や照明設備等のうち、以下のア・イに該当していないもの

ア 東京都知事が指定する都内の中小規模事業所における地球温暖化対策推進のための導入推奨設備^{*7}において、製造メーカー・製品型式・機種名が指定されている機器。詳細については、東京都産業労働局のホームページをご確認ください。

<https://www.donyu-suisho.metro.tokyo.lg.jp/>

※7 導入推奨設備

東京都の「中小企業者向け省エネ促進税制」における導入推奨設備は、都内事業所の温室効果ガス削減に寄与する高効率な省エネルギー設備です。主な指定基準は、エネルギー消費効率が一定の基準値（APF^{*8}等）を満たすこと、かつ省エネルギー型（インバータ制御の高性能断熱型技術を採用しているなど）であり、この場合、条件を満たしているため、省エネルギー診断を省略できます。

※8 APF（通年エネルギー消費効率）

エアコンの省エネルギー性能を示す指標で、1年間を通して冷暖房を使用した場合の「1kwあたりの消費電力に対する熱量」を表します。数値が大きいほど省エネルギー性能が高く、電気代が安くなります。APF6.0以上が高効率の省エネルギー機器となります。

イ 経済産業省・資源エネルギー庁のトップランナー制度省エネルギー型製品に該当している機器^{*9}で、製造メーカー・製品型式・機種名が指定されている機器。詳細については、経済産業省・資源エネルギー庁のホームページをご確認ください。

<トップランナー制度>

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/equipment/

<省エネルギー型製品情報> <https://seihinjyoho.go.jp/>

※9 トップランナー制度 省エネルギー型製品に該当する機器

「トップランナー制度」とは、家電製品や自動車などの機器の省エネルギー基準をそれぞれの機器において、現在商品化されている製品のう

ち最も優れている機器の性能以上にするというものです。 トップランナー基準は、「エネルギーの使用の合理化に関する法律」(省エネルギー法)に規定されており、トップランナー制度省エネルギー型製品に該当している機器は、これらの条件を満たしているため省エネルギー診断を省略できます。

13 省エネルギー診断が不要な空調設備や照明設備等について

Q 2 1 省エネルギー診断が不要な空調設備や照明設備等を教えてください。

A 2 1 お答えいたします。

- (1) 空調設備や照明設備等で、東京都知事が指定する都内の中小規模事業所における地球温暖化対策推進のための導入推奨機器（製造メーカー・製品型式・機種名指定機器）です。詳細については、東京都産業労働局のホームページをご確認ください。
- (2) 空調設備や照明設備等で、経済産業省・資源エネルギー庁のトップランナー制度省エネルギー型製品に該当している機器（製造メーカー・製品型式・機種名指定機器）に指定されている機器です。詳細については、経済産業省・資源エネルギー庁のホームページをご確認ください。

14 生産設備等を更新するメリットについて

Q 2 2 生産設備等を更新することで、事業者にメリットありますか。

A 2 2 - 1 生産設備を最新の機器に更新

(1) 生産設備更新の必要性

時代の変化と共に、工場の設備も進化し続けていますが、古くなった生産設備を最新のものに更新する時、多額な費用が必要になります。物価・エネルギー価格高騰に伴う設備投資意欲の低下を支援することで更新費用の負担を軽減し、生産性の維持・強化を行うために拡充した本補助金の交付を行います。

(2) 更新のメリット

ア 効率性の向上

最新の生産設備は、古いモデルと比べて効率性が大きく向上しており生産速度の向上、エネルギー消費の削減、原材料の使用効率化などが可能となることにより、費用削減に大きく貢献できております。

イ 品質の向上

新しい生産設備は、製品の品質を一貫して保つための高度な機能を備えているため、製品の不良率が減少し、満足度の向上にもつながっております。

ウ 維持補修費等の削減

更新された生産設備は、故障が少なくメンテナンスが容易です。定期的なメンテナンスや予期しない修理にかかる費用と時間を削減でき、稼働率を高めることができます。

エ 環境への貢献

更新された生産設備は、エネルギー効率が高く、環境に対する影響が小さいです。これにより環境負荷を減らし、持続可能な生産活動の継続が可能となっております。

オ 税制上の優遇

東京都では最新の生産設備を導入すると事業税の減税措置が受けられ負担が軽減されます。この場合、東京都に事業者が地球温暖化対策報告書などを提出していることが条件となります。

A 2 2 - 2 東京都が指定した最新の省エネルギー機器（導入推奨機器：空調設備、照明設備、ボイラーなど）に更新

(1) ランニングコストの大幅な削減

省エネルギー機器が持つ高いエネルギー効率は、工場の電気代・燃料費等のランニングコストを長期的に大幅な削減が期待できます。

(2) 環境貢献による企業イメージアップ

自主的に省エネルギー活動を推進している企業として評価されSDGs（2030年までに持続可能でより良い世界を目指す17の国際目標）や脱炭素経営（ESG：環境・社会・企業統括）への取り組みをアピールできます。

(3) LED設備改修によるランニングコスト削減

LED照明への切り替えは、環境配慮だけでなくランニングコストの削減にもつながります。蛍光灯に比べて消費電力が少ないため電気代を大幅に削減でき、かつ蛍光灯よりも寿命が長いこと交換頻度が減り、ランプ交換にかかる維持補修費用の削減もできております。

(4) 税制上の優遇

東京都の「中小企業者向け省エネルギー促進税制」における導入推奨設備を導入すると、事業税の減税措置が受けられ負担が軽減されます。

この場合、東京都に事業者が地球温暖化対策報告書などを提出していることが条件となります。

A 2 2 - 3 トップランナー制度省エネルギー型製品に更新

(1) 電気代・燃料費の削減

高効率な設備を使用することで、長期的にランニングコストを低減できます。

(2) 高い省エネルギー・高性能

家電製品や自動車などの省エネルギー基準をそれぞれの機器において、現在、商品化されている製品のうち最も優れている機器の性能以上にするという目標とするため、最高レベルの性能を持つ製品を得られます。

(3) 環境貢献

低燃費・低電力製品の普及により、CO₂排出量削減に貢献できます。

15 2027年問題について

Q23 空調設備（エアコン）と照明設備（LED化）の2027年問題の背景について、わかる範囲でよいので教えてください。

A23 お答えいたします。

<背景>

地球規模の課題である気候変動問題の解決に向けて、2015年にパリ協定が採択されました。

世界共通の長期目標として世界的な平均気温上昇を工業化以前に比べて2℃より十分低く保つと共に（2℃目標）、1.5℃に抑える努力を追求すること（1.5℃目標）、今世紀後半に温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と吸収源による除去量との間の均衡を達成すること等について、温室効果ガス削減に関する国際的な取り決めを話し合う「国際気候変動枠組条約締結国会議（COP）」で合意がされました。

この実現に向けて2020年10月、日本政府は、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにするカーボンニュートラルを目指すことを宣言したことが背景にあります。

(1) 空調設備（エアコン）について

ア 空調設備の2027年問題

2027年4月以降、経済産業省が定める家庭用エアコンを中心に、省エネルギー基準となるAPF（エネルギー消費効率）という指標が大幅に基準変更され引き上げられます。このため省エネルギー基準を満たさない機種は、製造・販売が難しくなり、高効率・高価格帯のエアコンが市場の大部分を占めることが予想されております。これらによる影響が「エアコンの2027年問題」とよばれております。また、天井埋め込み型などの業務用エアコンは、2029年に省エネルギー基準の引き上げが予定されております。この基準の厳格化により、フロン排出抑制法による業務用エアコンを含む全ての空調機器の冷媒（HFC）ガスの規制が強化されます。

イ 業務用エアコンへの影響

①価格の高騰

省エネルギー基準を満たす高機能モデルが主流になるため、業務用エアコン全体の原材料費の高騰や価格上昇、平均価格の上昇が予想されます。

②機種選択肢の減少

スタンダードモデルが市場からほぼなくなり、選べる機種が限定されることが予想されます。

③修理の困難化

古い冷媒ガスが規制対象となることで修理時に必要な冷媒ガスの入手が難しくなること、さらにメーカーの部品供給も在庫限りとなる場合があり、古いエアコンは修理が不可能になるリスクが予想されます。

ウ 早期の業務用エアコン更新の重要性

現在、使用している業務用エアコンが製造から10年以上経過している場合や調子が悪くなってきた場合は、早めに買い替えを検討することが推奨されます。特に使用頻度の高い作業場のエアコンは、新しい省エネルギー基準を満たした高効率モデルに交換することで、長期的にランニングコストの節約や環境性能の向上が見込まれます。

エ 本補助金と更新計画のメリット

業務用エアコンの更新には多額の資金が必要となります。修繕計画に更新費用を早期に組み込むことが重要です。その際、大型の本補助金を活用することで、計画的に設備投資を続けながら工場経営を継続できるメリットがあります。

(2) 照明設備（LED化）について

ア 2023年11月に開催された「水銀に関する水俣条約第5回締約国会議」において、すべての一般照明用蛍光灯の製造・輸出入を2027年末までに禁止することが決定されました。これを「蛍光灯の2027年問題」と呼びます。

イ 早期切り替えの重要性

電球形蛍光灯やコンパクト形蛍光灯は2025年末で製造・輸出入が禁止されることが既に決まっていて、「水銀に関する水俣条約第5回締約国会議」の決定により市場からすべての蛍光灯が姿を消すこととなります。この流れを受けて、メーカー各社も蛍光灯の生産を順次縮小しており、今後は蛍光灯の入手が困難になるリスクが高まっています。こうした背景から、LED照明への移行を見据えた対策を始めることが重要です。

このため2027年に近づくと商品や工事費の値上がりも予想されるため早期の切り替えを行えるよう修繕計画を策定する必要があります。

ウ 本補助金と更新計画のメリット

LED照明への更新には多額の資金が必要となります。修繕計画に更新費用を早期に組み込むことが重要です。その際、大型の本補助金を活用することで、計画的に設備投資を続けながら工場経営を継続できるメリットがあります。

16 補助金交付に必要な省エネルギー診断早見表について

Q 2 4 補助金の交付にあたり、省エネルギー診断が必要・省略可能となる生産機器等を教えてください。

A 2 4 お答えいたします。

表-3

No	省エネルギー診断が必要・省略可能	生産設備等	区 分	条 件
1	必 要	生 産 設 備	新 品	省エネルギー設備へ更新する際、更新前・後の設備において省エネルギー診断報告書に省エネルギー効果の表記として、CO ₂ の削減効果が10%以上見込めることの記載が必要。
			中古品	同 上
		空調設備や照明設備等	新 品	更新予定の補助対象機器が、以下に該当していない場合、更新前・後の各設備において、省エネルギー報告書に省エネルギー効果の表記として、CO ₂ の削減効果が10%以上見込めることの記載が必要 (1) 東京都知事の導入推奨機器 (2) 経済産業省等トップランナー制度省エネルギー型製品
			中古品	同 上
2	省 略 可 能	生 産 設 備	新 品	省略不可(同上1/生産設備/新品と同じ)
			中古品	同 上
		空調設備や照明設備等	新 品	更新予定の補助対象機器が、以下に該当している場合、省エネルギー診断の受診は省略が可能。 (1) 東京都知事の導入推奨機器 (2) 経済産業省等トップランナー制度省エネルギー型製品
			中古品	同 上

17 省エネルギー診断報告書について

Q 2 5 省エネルギー診断報告書の有効期限はあるのでしょうか。

A 2 5 お答えいたします。

足立区では、省エネルギー診断を受診した年度の翌年度末までのものを有効としております。省エネルギー診断の受診費用については、全額補助の対象としております。なお、消費税相当額は除きます。

Q 2 6 省エネルギー診断報告書において省エネルギー効果の表記として、CO₂の削減効果が10%以上見込めることの記載が必要とは、どのようなことでしょうか。

A 2 6 お答えいたします。

生産設備等の更新前・後でCO₂削減10%以上の達成が必要となることです。

Q 2 7 令和8年度に製造ラインを更新する予定です。令和7年度にこれらの省エネルギー診断を行った結果、省エネルギー診断報告書には省エネルギー効果の表記として、CO₂の削減効果が10%以上見込めることの記載がありました。この場合、補助金の申請は可能でしょうか。

A 2 7 お答えいたします。

(1) 補助金の申請は可能は、可能です。

(1) 製造ラインの変更により工場変更認可申請書が必要となります。

(2) 製造ラインの入替作業、工事期間に時間を要することが見込まれる場合、令和8年度内にすべての作業が完了するようご注意ください。作業の完了が翌年度まで延長した場合には、補助金の申請は取消しとなる場合があります。

Q 2 8 本補助金を利用して、トップランナー制度省エネルギー型製品に該当している業務用冷蔵庫の更新を考えております。業務用冷蔵庫は、製造ラインの一部として使用しています。この場合、省エネルギー診断は、必要でしょうか。

A 2 8 お答えいたします。

(1) 省エネルギー診断は、必要となります。

(2) 業務用冷凍庫・冷蔵庫については、Q&A 2を参照ください。

Q 2 9 更新予定のレーザー加工機について、省エネルギー診断を受診しました。省エネルギー診断報告書に省エネルギー効果の表記として、CO₂の削減効果が10%以上見込めることの記載がありませんでした。このまま補助金の申請は可能でしょうか。

A 2 9 お答えいたします。

補助金を申請する場合、省エネルギー診断報告書でレーザー加工機の更新前・後の省エネルギー効果の表記として、CO₂の削減効果が10%以上見込めることの記載が必要となります。省エネルギー診断を依頼した会社に、レーザー加工機について省エネルギー診断を実施されているのか、ご確認ください。

Q 3 0 生産設備等を更新した場合、省エネルギー効果として1年あたりどのくらいの削減量が表記されていれば、補助金の申請が認められるのでしょうか。

A 3 0 お答えいたします。

生産設備等の更新前・後の省エネルギー効果（CO₂削減）と削減量については、生産設備等の状況がそれぞれ異なるため、数字上、一律の基準はありません。更新を予定している生産設備等の省エネルギー診断報告書に、省エネルギー効果の表記としてCO₂の削減効果が10%以上見込めることの記載が必要となります。

Q 3 1 省エネルギー診断報告書には、更新予定の大型溶接機1台を撤去し、小型の溶接機2台に変更することで、CO₂の削減効果が10%以上見込めることの記載がありました。この場合、補助金の申請は可能でしょうか。

A 3 1 お答えいたします。

大型溶接機1台を小型の溶接機2台へ更新した場合の機器能力は、等しいものと解釈できる場合、補助金の申請は可能です。

Q 3 2 知人が省エネルギー環境診断士の資格を有しているため、省エネルギー診断報告書の作成を依頼することを考えております。知人が作成した省エネルギー診断報告書は、補助金の申請に使用できるのでしょうか

A 3 2 お答えいたします。

資格者個人が作成した省エネルギー診断報告書は、認めておりません。

省エネルギー診断報告書は、東京都もしくは経済産業省から施設の省エネルギー診断を行う専門機関として認定されている事業者（会社）が作成したものととなります。

18 補助金の利用について

Q 3 3 補助金の利用は、年度内に複数回の利用は可能でしょうか。

A 3 3 お答えいたします。

(1) 本補助金の交付を受けた使用本拠地の認可工場で利用できる回数は年1回までとなります。

(2) 利用した年度を含め、3年間は本補助金の申請はできません。

Q 3 4 令和7年度に本補助金を利用しました。令和8年度の申請も考えております。この場合、本補助金の申請は可能でしょうか。

A 3 4 お答えいたします。

制度変更に伴う特例措置として、令和7年度に更新した生産設備を除き申請は可能となります。

19 分割振込について

Q 3 5 補助金の交付の際に、申請者のほか生産設備等の製造メーカーなどへの分割振込はして頂けるのでしょうか。

A 3 5 お答えいたします。

分割振込は、いたしません。振込先口座は「補助金交付請求書兼口座振込依頼書」に記入していただいた申請者名義（個人事業主の場合は本人名義、法人の場合は会社名義）になります（それ以外の口座は指定不可）。

20 補助金の返還等について

Q 3 6 本補助金の交付を受けた後、補助金の返還が必要となる場合とは、どのような場合のことを言うのでしょうか。

A 3 6 お答えいたします。

次に該当した場合、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すこととなります（補助金交付候補となっている場合は、補助金交付候補の決定を取り消します）。また、すでに交付された補助金がある場合は、足立区補助金等交付事務規則に基づき、補助金額の全額又は一部を返還していただくことがあります。

(1) 足立区省エネルギー対策工場設備更新補助金交付要綱で定める支給要件を欠いたとき。

(2) 補助対象となった経費以外の用途に使用したとき。

(3) 区が求めた書類、証明書等の提出がなされなかったとき。

(4) 区に提出した申請書、添付資料等に虚偽の記載をしたことが判明したとき。

(5) 事業内容の変更、活動の中止又は廃止等について、区への届出を行わなかったとき。

- (6) 交付の認定を受けた計画を中止又は変更する場合は、すみやかに区の指定する様式により届出を行うことが必要です。事前に問い合わせ先までご連絡ください。

21 賃貸借契約について

Q 3 7 令和8年度に生産設備等を10年リース契約、もしくはレンタル契約などの賃貸借契約で更新する予定です。賃貸借契約による補助金の利用は可能でしょうか。

A 3 7 お答えいたします。

賃貸借契約による補助金の利用はできません。賃貸借契約の場合、生産設備等の所有者は賃借業者（貸主）となります。生産設備等を製造業の事業者が所有し、かつ単年度で購入することが必要です。

22 補助対象工事中の近隣への配慮について

Q 3 8 補助対象工事において、施工上、注意すべきことはありますか。

A 3 8 お答えいたします。

- (1) 補助対象工事の発注者および施工者は、近隣への工事による騒音や振動など公害の発生防止に努めること。
- (2) 法律・条例・規則など社会で定められた諸官庁の法令の遵守に努めること。

23 施工業者の指定やあつ旋について

Q 3 9 施工業者の指定やあつ旋はありますか。

A 3 9 お答えいたします。

施工業者の指定はありません。また、区からのあつ旋や紹介も行っておりません。

24 令和9年度以降の省エネルギー対策工場設備更新補助金の予定について

Q 4 0 令和9年度以降も省エネルギー対策工場設備更新補助金は継続するのか教えてください。

A 4 0 お答えいたします。

原則、事業継続を考えておりますが、令和9年度以降の本補助金の取り扱いについては、令和8年度の事業結果により判断いたします。

25 認可工場(使用本拠地)での補助金の利用について

Q 4 1 工場認可を取得しております。令和8年度の補助金を利用して、生産設備を更新したいと考えております。補助金の申請は可能でしょうか。

A 4 1 お答えいたします。

補助金の申請は可能です。更新前・後の省エネルギー診断報告書が必要となります。報告書には更新前・後の生産設備について、省エネルギー効果の表記としてCO₂の削減効果が10%以上見込めることの記載が必要となります。また、生産設備を更新する際には、工場変更認可申請も必要となりますのでご注意ください。

Q 4 2 工場認可を取得しております。生産設備が設置されている作業場の空調機に不具合があり修理を製造メーカーに依頼しましたが、修理は困難と言われました。令和8年度の補助金を利用して、空調機の更新は可能でしょうか。

A 4 2 お答えいたします。

補助金の申請は可能です。更新予定の空調機が、東京都知事の導入推奨機器又は経済産業省等トップランナー制度省エネルギー型製品に該当しているか確認してください。該当していない場合は、空調機の更新前・後の省エネルギー診断報告書が必要となります。報告書には更新前・後の空調機について、省エネルギー効果の表記としてCO₂の削減効果が10%以上見込めることの記載が必要となります。なお、空調機を更新する際には、工場変更認可申請は必要ありません。

26 工場を新築するときの補助金の利用について

Q 4 3 令和8年度に足立区に工場を新築する予定です。補助金の申請は可能でしょうか。

A 4 3 お答えいたします。

補助金の申請はできません。本補助金は、工場認可を取得している工場が対象となります。なお、新築後、認可工場に設置した生産設備等を更新する際には、補助金の申請は可能となります。

27 本社(本店登記)は足立区外にある製造業について

Q 4 4 本社(本店登記)は足立区外にありますが、足立区内にも認可工場があります。この認可工場での補助金の申請は、可能でしょうか。

A 4 4 お答えいたします。

足立区内にある認可工場は、補助金の申請は可能です。本店登記については、補助金の交付条件に該当いたしません。

28 生活環境保全課と産業振興課の補助金の比較について

表—4


No	所 管	生活環境保全課	産業振興課
1	事業名	省エネルギー対策工場設備更新補助金	小規模事業者等経営改善補助金 (機械設備等購入費・店舗改修費補助)
2	目 的	脱炭素化の促進に取り組んでいるエネルギーを大量に消費する工場〔中小企業(製造業)〕に対し、物価・エネルギー価格高騰に伴う設備投資意欲の低下を支援するため	設備の導入や店舗を改修して経営改善を図る意欲的な事業者を支援するため
3	補助率の範囲	区内・区外事業者共通 ・10万円から800万円まで ・補助率2/3	①区内事業者に支払う金額が対象経費の1/2以上 ・5万円から250万円まで ・補助率2/3 ②区外事業者に支払う金額が対象経費の1/2未満 ・5万円から150万円まで ・補助率1/2
4	利用回数の制限	①同一年度に1回までは利用は可能 ②交付を受けた年度を含め3年間は申請はできない	①同一年度1回までとする ②交付を受けた翌年度は、申請はできない
5	補助率の併用	①同補助対象設備については公的機関など他補助金との重複不可 ② 補助対象外設備については可能	補助対象について公的機関などの他の補助金との重複不可
6	対 象	生産設備等の更新費用	経営改善に寄与する機械設備等購入費・店舗改修費など
7	対象者	①申請時に区内で認可工場を持つ中小企業(製造業) ※中小企業基本法第2条第1項に該当する中小企業者 ②起業1年以上(納税実績あり) ③5年以上更新した設備を使用 ④拡充を受け令和6・7年で本補助金の交付を受けた中小企業者は、令和8年度の補助金の申請は可能	①製造業・建設業・運輸業・その他の場合は従業員数30人以下、商業又はサービス業の場合は従業員数10人以下であること、 ②区内で継続して1年以上同一の事業を営む個人又は法人(区内に本店登記があること) ③住民税又は法人税などの諸税を滞納していないこと。 ② 前年度に補助金の交付を受けた事業者は、対象外
8	計 画	—	足立区内で経営改善計画を実行
9	届 出	工場変更認可が必要 ※内容により不要な場合もあり	—
10	省エネルギー診断	省エネルギー診断を取得(CO ₂ 削減10%の効果必須)。費用は全額補助。空調設備や照明設備等は診断を緩和※10	—
11	環境確保条例	工場変更認可書の提出 (空調設備、照明設備等の更新では、工場変更認可書の提出は不要)	—
12	相 談	生活環境保全課との事前相談(予約制:予約は電話での受付)が必要	中小企業相談員との事前相談(予約制)が必要
13	処分の制限	補助金の交付決定日の属する年度の終了後5年間を経過するまで使用	同左

※10 空調設備や照明設備等については、東京都知事が指する都内の中小規模事業所における地球温暖化対策推進のための導入推奨機器や経済産業省・資源エネルギー庁のトップランナー制度省エネ型製品を設置する場合は、省エネルギー診断を省略できる。これら以外の場合は、省エネルギー診断は必須となる。

補助対象金額の範囲 No

表-5

No	〔所管〕 補助金名称	補助金限度額 (補助対象額)	補助率	補助対象金額の範囲 (万円)						
				0	5	10	150	250	800	
1	〔生活環境保全課〕 省エネルギー対策 工場設備更新補助金	10万円から800万円 (15万円から 1,200万円)	2/3							
2	〔産業振興課〕 小規模事業者等 経営改善補助金 (機械設備等購入 費・店舗改修費補助)	①区内事業者に支 払う金額が対象 経費の1/2 以上 ・5万円から 250万円まで (7.5万円から 350万円)	2/3							
		②区外事業者に支 払う金額が対象 経費の1/2 未満 ・5万円から 150万円まで (10万円から 300万円)	1/2							

 . . . 補助対象金額の着色部は、生活環境保全課と産業振興課の
共通範囲

29 生活環境保全課と産業振興課の選択

Q45 生活環境保全課と産業振興課で同じような補助金があります。どちらの補助金を利用したほうが良いか、迷っております。

A45 お答えいたします。

- (1) 主な違いは、表-5・6のとおりとなります。詳細は、事前相談の時に両方の説明を行いますので、申請先を選んでください。
- (2) 補助金の目的のほか、補助限度額や補助率に違いがあります。
- (3) (1)、(2)を参考として、申請者にてそれぞれの補助金を選んでください。

(2) 具体例－2

生産設備（印刷機）の更新工事

表－9

No	項目	概要
1	補助対象経費	(1) 補助対象経費 ① 生産設備（印刷機）× 2台 = 600万円 ② 設置工事費（図面作成含） = 300万円 補助対象経費の合計 = ①+② = 900万円 (2) 補助対象経費外 ③ 撤去工事費 = 200万円
2	補助率	一律、2/3
3	補助限度額	下限10万円から上限800万円
	補助金の決定	(3) 補助対象経費 900万円 (4) 補助率 2/3 (5) 補助金額 = 補助対象経費 × 補助率 900万円 × 2/3 = 600万円 600万円 < 補助限度額 800万円 これらより補助金額は、600万円となる。 (消費税相当額は除く)

32 その他

Q47 業者から頂いた見積書に、工事費用の総額が900万円のところ、「値引き金額200万円」との記載がありました。このまま見積書を区へ提出してよいですか。

A47 お答えいたします。

「値引き金額200万円」の項目について、形式・内容、設置・撤去工事費などが判別できるよう修正し、区へ提出してください。

Q 4 8 施工業者に見積書の作成を依頼する際、内訳書作成の際、施工業者に伝えておくことはありますか。

A 4 8 お答えいたします。

- (1) 内訳書は、補助の対象経費と対象外経費がわかるよう工事を依頼する建築・機械・電気各施工業者などに伝えてください。
- (2) 令和8年度から設置工事費は補助の対象経費に含まれました。撤去工事費は対象外経費のため、内訳書で区分けして表記してください。
- (3) 内訳書の書式は、業者ごとに相違が生じてもかまいません。
- (4) 生産設備、空調設備や照明設備等を含めて更新する場合の参考例を以下に示します。

ア 設置工事費（材料＋労務費用共）

(ア) 生産設備、空調設備、照明設備等

工作機械、プレス機械、印刷機、溶接機、コンベアー、塗装機、業務用エアコン、LED照明、受変電設備、変圧器、業務用給排水設備、給湯設備、冷凍冷蔵設備、ボイラー、産業用モーター、コンプレッサー、ポンプ、送風機)、印刷機、コンベアー、工場ライン機器、冷媒配管、制御配管・配線、電気配管・配線、操作盤、発停止スイッチ、室外機基礎架台、防振金具、電気配管・配線、操作盤、プルボックス、附属部品など

(イ) 建築工事

コンクリート、屋外機器基礎用、防水・塗装補修、足場工事など

(ウ) その他必要工事

設置に伴うクレーンなどの機器搬入費、機器設置作業費、試運転調整費

(エ) 図面作成費

各工事施工業者〔生産設備、空調設備（エアコン）、照明設備（LED化）等〕が担当する更新工事に伴う図面作成費

イ 撤去工事費（材料＋労務費用いずれも）

工事に伴うすべての撤去工事費

33 用語(参考例)

表-10

No	用語	内容
1	直接工事費	直接工事費とは、建設工事に直接関連する費用のことです。すなわち、工事にかかる材料費や労務費などの費用
2	材料費	・各機器、配管、配線などの費用など ・必要な材料の費用など
3	機器搬入費	機器搬入費は、生産設備等を現場敷地内の仮置場から設置場所まで運び入れ、基礎上に仮据付けを行うまでの費用
4	設置作業費	足場の設置や資材の運搬、防音対策、管理費用など
5	雑材料費	雑材料費とは、工事などで使われる材料費 例えば、ビニールテープ、ビス、ネジなど
6	労務費	健康保険料および介護保険料、厚生年金保険料、雇用保険料の事業主負担分や、労災保険料など
7	消耗品	文房具、用紙、ガソリン、ウエスなど
8	共通仮設費	工事の施工において共通的に必要な経費。具体的には、機械等の運搬費、準備や跡片付けに要する費用等の準備費、工事現場の安全対策に要する安全費、品質管理・出来形管理・工程管理に要する技術管理費、営繕費など
9	現場管理費	現場管理費とは、工事現場を管理するためにかかる費用です。工事にかける保険料、工事現場などで使用する事務用品の費用などが対象です
10	一般管理費	福利厚生費、社会保険料や退職金、健康保険組合費、水道光熱費、電気代やガス代、電話代やインターネット代など
11	試験調整費	取り付け工事終了後に、生産設備、空調設備（エアコン）、照明設備（LED化）などを運転するのにかかる確認費用・試運転検査データ作成費用
12	立会検査費	例えば、電気工事は電気主任技術者の確認、専門業者（メーカー）などに依頼する場合にかかる費用
13	設置工事費	例えば、各工事施工業者〔生産設備、空調設備（エアコン）、照明設備（LED化）等〕が担当する更新工事に伴う各種機器類の設置工事費用。その際、各工事施工業者が担当する機器配置図面などの図面作成費を含む。